

平成30年北海道胆振東部地震による労働保険料等の取扱いについて

～労働保険料等の分納をご利用の皆様へ～

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

北海道の一部地域（※指定地域）に所在する事業場の事業主の皆様につきましては、本年9月6日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されています。

これを踏まえ、納期限が延長されている間は、対象となる事業主の皆様の期別納付書送付及び口座振替納付を行わないことと致しました。

なお、申告・納期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方々の状況に十分配慮して、検討してまいります。

1 指定地域

北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町
-----	-----------------------

2 対象となる保険料等

労働保険料、一般拠出金

3 保険料等の納付方法等

- ・ 期別納付書による納付対象の事業主の皆様におかれましては、平成30年10月中旬に送付を予定していた期別納付書分以降、延長後の納期限が決まるまでの期別納付書分については、送付は行いません。
- ・ 口座振替による納付対象の事業主の皆様におかれましては、平成30年11月14日に予定していた口座振替納付分以降、延長後の納期限が決まるまでの口座振替納付分については、口座振替は行いません。
- ・ 期別納付書納付、口座振替納付いずれの対象の事業主の皆様におかれましても、延長後の納期限が決まりましたらホームページでお知らせするとともに、納付書を送付させていただきますので、お送りする納付書により納付していただくようお願いいたします。なお、納付書の送付時期等につきましては、申告・納期限の延長の状況を踏まえて検討し、改めてお知らせいたします。

4 その他

ご不明な点がございましたら、下記の労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。

北海道労働局 労働保険徴収課 TEL 011-709-2311 (内線3609.3611)

平成30年北海道胆振東部地震による労働保険料等の取扱いについて

～労働保険料等の分納をご利用の労働保険事務組合の皆様へ～

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

本年9月6日に北海道の一部地域（※指定地域）に所在する労働保険事務組合につきましては、本年9月6日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されています。

これを踏まえ、納期限が延長されている間は、対象となる労働保険事務組合の期別納付書送付及び口座振替納付を行わないことと致しました。

なお、申告・納期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方々の状況に十分配慮して、検討してまいります。

1 指定地域

北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町
-----	-----------------------

2 対象となる保険料等

労働保険料、一般拠出金

3 保険料等の納付方法等

- ・ 期別納付書による納付対象の労働保険事務組合におかれましては、平成30年10月下旬に送付を予定していた期別納付書分以降、延長後の納期限が決まるまでの期別納付書分については、送付は行いません。
- ・ 口座振替による納付対象の労働保険事務組合におかれましては、平成30年11月14日に予定していた口座振替納付分以降、延長後の納期限が決まるまでの口座振替納付分については、口座振替は行いません。
- ・ 期別納付書納付、口座振替納付いずれの対象の労働保険事務組合におかれましても、延長後の納期限が決まりましたらホームページでお知らせするとともに、納付書を送付させていただきますので、お送りする納付書により納付していただくようお願いいたします。なお、納付書の送付時期等につきましては、申告・納期限の延長の状況を踏まえて検討し、改めてお知らせいたします。

4 その他

ご不明な点がございましたら、下記の労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。